

## 青梅都市計画道路の変更（原案）

都市整備部土木課

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線

青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線

## 2 理由

青梅都市計画道路3・5・12号青梅中央道線は、青梅市今井4丁目を起点として、青梅市裏宿町を終点とする延長約6,980メートルの路線である。

また、青梅都市計画道路3・4・13号青梅東端線は、青梅市新町9丁目を起点として、青梅市今井4丁目を終点とする延長約3,410メートルの路線である。

両路線は、青梅インターチェンジ北側周辺地区において、平成28年度からの10年間で優先的に整備すべき路線として、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の「優先整備路線」に位置付けられている。この「優先整備路線」に位置付けられた主な選定理由として、「拠点形成と拠点間連携」および「地域のまちづくりへの貢献」において、拠点形成を支えることや拠点間連携に資すること、また、地域のまちづくりを進める上で、「整備が必要な都市計画道路である」とされている。

また、「青梅市都市計画マスタープラン」（平成26年5月改定）では、「多摩地域における都市計画道路の整備方針において、優先的に整備すべき道路として位置づけられた路線や、周辺環境の変化や課題を適切にとらえ選定した路線の整備を進める。」とされている。

両路線については、昭和36年10月に都市計画決定され、整備を進めているところであり、今回、3・5・12号線起点から馬場崎交差点手前付近までの一部区間において、沿道や周辺の状況を勘案し、また、曲線半径の大きい線形とすることにより、安全性の向上および交通機能の円滑化を図ることから、一部線形の変更を行う。これにより、3・4・13号線についても交差点接続の安全性の向上となることから、一部区域の変更を行うものである。

青梅都市計画道路の変更（青梅市決定）

青梅都市計画道路中3・5・12号青梅中央道線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	幅員	
幹線街路	3・5・12	青梅中央道線	青梅市 今井四丁目	青梅市 裏宿町	青梅市 東青梅二丁目	約6,980m	12m	
	ただし		青梅市 今井四丁目	青梅市 師岡町二丁目		約2,940m	16m	
	3・4・13	青梅東端線	青梅市 新町九丁目	青梅市 今井四丁目	青梅市 新町六丁目	約3,410m	16m	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：3・5・12号線の一部区間において、沿道や周辺の状態を勘案し、また、安全性の向上および交通機能の円滑化を図るとともに、交差点における安全性の向上を図るため変更する。

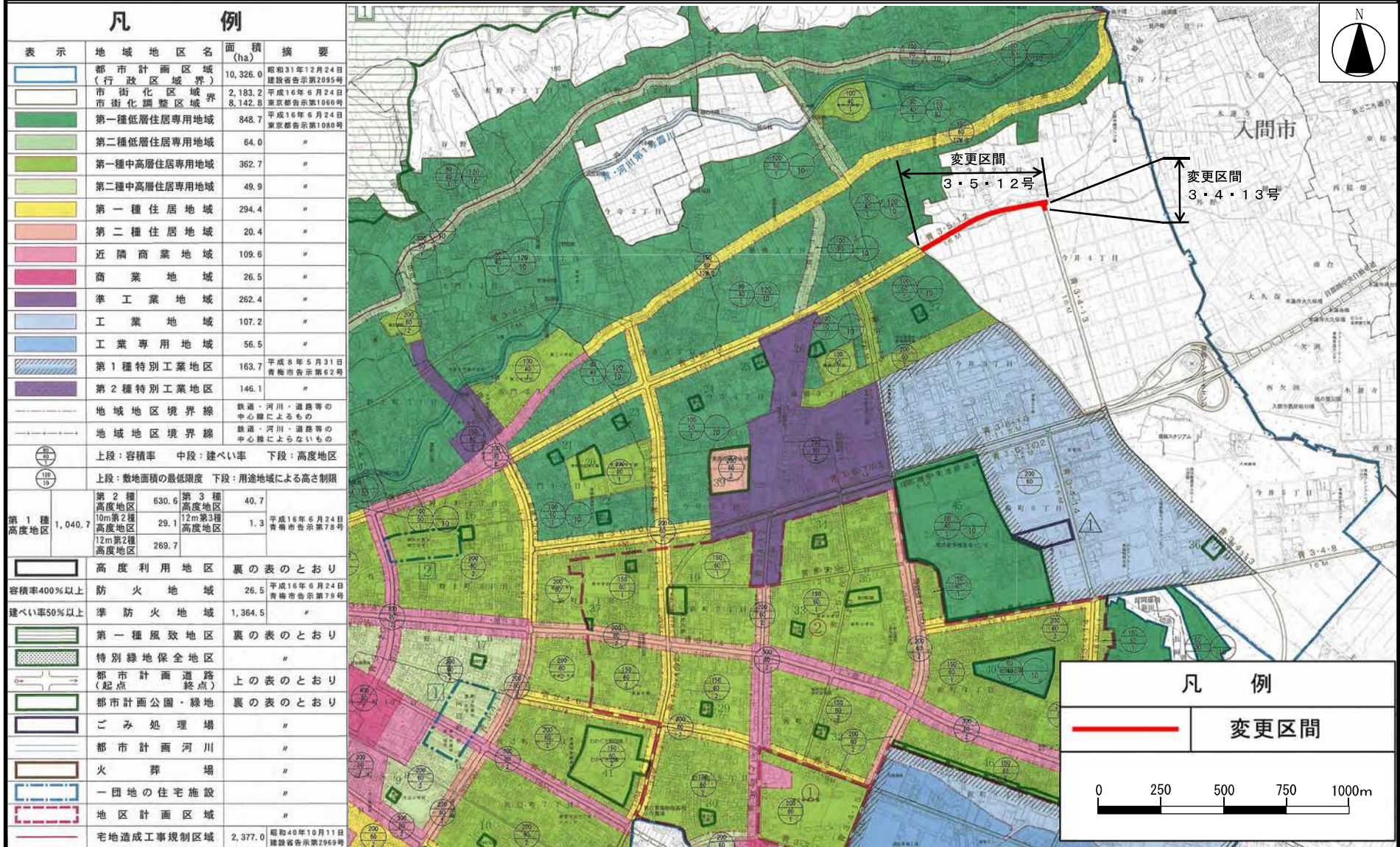
変更概要

名称	変更事項	
3・5・12号青梅中央道線	1 起点位置の変更	青梅市今井四丁目地内
	2 一部線形の変更	青梅市今井二丁目地内（中心線の振れ 最大約37m）
3・4・13号青梅東端線	1 終点位置の変更	青梅市今井四丁目地内
	2 延長の変更	約3,410m → 約3,400m
	3 一部区域の変更	青梅市今井四丁目地内

# 青梅都市計画道路 3・5・12号青梅中央道線 青梅都市計画道路 3・4・13号青梅東端線

## 総括図

[青梅市決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 4 都市基交第 13 号」  
「(承認番号) 4 都市基街部第 31 号、令和 4 年 4 月 25 日」無断複製を禁ずる

青梅都市計画道路 3・5・12 号青梅中央道線  
 青梅都市計画道路 3・4・13 号青梅東端線

計 画 図

[青梅市決定]

